

令和2年度第10回常設審議委員会議事録（抜粋）

1 日時 令和3年3月22日(月) 10時59分開会 11時30分閉会

2 場所 鳥取市「白兔会館」

3 出席者

(1) 常設審議委員 20名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課
倉吉市農業委員会
農業会議

倉益、漆原、山根、岡田

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局 (倉益)	<p>(午前10時59分)</p> <p>開会時刻より1分早いですが、出席予定の委員がお揃いになりましたので、ただ今より令和2年度第10回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり21名中、20名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>次に、本来ですとここで、会長に挨拶いただくところですが、小林会長には、午後の臨時総会で挨拶をお願いし、常設審議委員会では省略とさせていただきますので、ご了解願います。</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。</p>
2 議事録署名人の選任 小林議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、田邊委員(米子市農業委員会会長)、長谷川委員(湯梨浜町農業委員会会長)の兩名を指名いたします。</p>
3 報告事項 小林議長 県経営支援課 (井上補佐) 小林議長	<p>日程に基づき、報告事項です。</p> <p>(1) 先月の農地転用許可状況について、報告願います。</p> <p>(県井上補佐が資料1により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 ご質問、意見がございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>(質疑応答終了)</p>

4 議 事
小林議長

議事に入ります。
議案第 1 号を説明下さい。

事務局
(倉益)

それでは、今月の農地法第 4 条、第 5 条の規定に基づく県全体の
一覧表を説明いたします。

(一覧表を説明)

今月は、第 5 条案件で 1 件、倉吉市農業委員会から意見聴取がご
ざいますので農業委員会事務局から説明いただきます。

それでは、倉吉市農業委員会から説明いただきます。よろしくお
願いいたします。

倉吉市
農業委員会

資料 2 - 1 を説明いたします。私は、倉吉市農業委員会事務局
。議案番号 5 条の 1 番、宅地分譲を目的とする農地転
用についてご説明いたします。申請地ですが、都市計画用途地域内
ですので、農地法施行規則第 47 条第 1 項第 5 号で宅地分譲のみを目的
とするものの例外に該当しますので、分譲目的の宅地造成は可能な
区域でございます。

資料の 2 ページをご覧ください。30 アールを超える事案説明資料
に基づいてご説明します。

土地の所在は、
、計 4,181㎡
でございます。

3 ページの位置図をご覧ください。申請地は、

でございます。2 ページにお戻り下さい。現在の営農状
況ですが、平成 29 年頃から耕作はされておらず、近年は草刈りのみ
されている状況でございます

3 番、転用事業者は、株式会社で
ございます。事業内容として、宅地建物取引業、住宅地、別荘地の
開発造成、土木建築工事の設計・施工、監理等を営む法人でござい
ます。4 番、転用目的ですが宅地分譲でございます。近隣で販売さ
れた分譲地が短期間で完売するなど需要が高いため、事業を計画さ
れたものでございます。

5 番の立地基準ですが、4 ページの中間図をご覧ください。申請
地は、都市計画用途地域の第 1 種中高層住居専用地域に指定されてお
り、農地区分は、第 3 種農地に該当します。2 ページに戻ります。許
可の根拠は、原則許可となります。

(3) の営農条件について、申請地は、S59 から H8 に行われた
土地区画整理事業により、都市的土地利用基盤が整備された地
域で、周辺は宅地化が進んでいる地域でございます。申請地の東西
及び北側は市道に面しており、南側は水田に隣接しております。

6 番の一般基準につきましては、他法令許認可についてござい
ますが、申請地は非線引都市計画区域において、3,000㎡以上の開発
行為を行いますので許可を要する開発行為に該当します。都市計画
法第 29 条第 1 項の開発許可については市管理計画課へ事前協議済みで
あり、また、道路管理者以外の者が、道路に関する工事を行います
ので、道路法第 24 条に基づく許可が必要となりますが、こちらにつ
いても市管理計画課へ事前協議済みでございます。水利権者であり
ます土地改良区からは令和 3 年 2 月 9 日に得ております。

規模の妥当生については、5ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地4,181㎡に対し、分譲地18区画(3,386.35㎡、区画道路2本(787.67㎡)と歩道(10.02㎡)を計画されたもので、妥当な規模であると判断いたしました。

(3)の営農及び被害防除について、6ページをご覧ください。計画地内は50cm～130cmの盛土造成を行います。計画地の東西及び北側は市道に面しており、南側に水田がございます。隣接農地に対しては高さ110cmから150cmのL型擁壁を設置して土砂の流出を防ぎます。隣接耕作者の同意済みでございます。6ページの図面は、計画地内の給排水設備の配置でございますが、水道管を青、下水管を赤で記載しております、水道管、下水管、マンホール等の配置が確認できると思います。それからこの図面にあります、計画地をA-A',B-B'で東西、南北で切り取った図面が7ページの計画断面図でございます。8ページは、計画地内の1号道路、2号道路の断面図でございます。水路、水道管、下水管の位置等ご確認いただければと思います。9ページは、計画地内に新設する水路と既存の排水路との接続部分でございます。10ページに、水路、集水枡、L型擁壁等、構造図の断面図をつけておりますのでご確認いただきたいと思います。11ページの雨水排水流れ図をご覧ください。用水を青、排水を赤で色分けをしております。計画地内の雨水は新設する道路側溝に集約して、申請地東側の既存の排水路へ排出し、申請地の北側を流れる北田川へ放流します。汚水は公共下水へ接続します。

資金調達計画でございますが、

を確認しております。

農業公共投資については、該当がございません。土地改良区以外のその他の関係利権者につきましては、重複しますが、水利権者として、土地改良区がございました。

倉吉市農業委員会の意見としまして、周辺農地への影響は無く、転用の必要性も認められるため、適当と判断しております。

以上、宅地分譲を目的とした農地転用計画について、説明させていただきました。よろしく申し上げます。

小林議長

説明が終わりました。
委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。はい、上田委員。

上田委員

申請者の譲受人の代表者氏名が、説明資料1ページと2ページで違う。どちらが正しいのか。

倉吉市農委

質問にお答えします。説明資料1ページ目の方が正しいものです。

小林議長

よろしいか。

上田委員

はい。

小林議長

長谷川委員どうぞ。

<p>長谷川委員</p> <p>倉吉市農委 ■■■■■</p> <p>長谷川委員</p> <p>小林議長</p> <p>小林議長</p> <p>小林議長</p>	<p>申請面積は、4, 181㎡となっているが、5ページの土地利用計画図では、合計面積4, 184.03㎡となっている。この整合性は如何か。教えて下さい。</p> <p>はい。ご質問にお答えします。申請書のア積は、登記簿上での地積でして、5ページの面積につきましては実測値ですので、誤差が生じているものでございます。</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>他にご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、お諮りします。この5条案件について、異議なしとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。それでは異議なしといたします。</p>
<p>5 情報提供 小林議長</p>	<p>情報提供は、臨時総会で行いますので、ここでは省略させていただきます。</p>
<p>6 その他 議長</p> <p>事務局 (倉益)</p> <p>議長</p> <p>長谷川委員</p> <p>県経営支援課 ■■■■■</p>	<p>その他として皆さんから何かございますか。事務局。</p> <p>(事務局から次回開催、委員の交代について説明)</p> <p>その他として皆さんから何かございますか。 はい、長谷川委員どうぞ。</p> <p>失礼いたします。公共事業の一時転用について、以前、転用許可から、所管する行政部局からの報告という形になっておりましたが、近頃、この報告が疎かになっている事例もございます。それから、以前、川上会長の時代に所謂、土建業者が資材置き場に行しているという事例もございまして、県から土木関係の方々に周知徹底をお願いしたいということで10年ほど前でしたか、ございました。今一度、農林部局の方から周知徹底をしていただくよう、お願いしたい。</p> <p>ご提案いただきありがとうございます。この件につきましては、他の農業委員会事務局の方からもお聞きしておりますし、今年度、各農業委員会に伺ってお話をする中で、公共事業に伴う事前協議が十分でないとお聞きしています。少し、実態もお聞きしながら、今検討する方向で進めているところですので、少し、土木関係課、農林土木関係課も含めて確認しながら、より良いやり方になるように</p>

<p>議 長</p> <p>長谷川委員</p> <p>議 長</p> <p>山脇副会長</p> <p>県経営支援課 [REDACTED]</p> <p>小林議長</p>	<p>努めていきたいと思っております。先程ありましたように10年ほど前、通知も出ておりますので、その趣旨も合わせて徹底させていただきたいと思っております。</p> <p>長谷川委員よろしいでしょうか。</p> <p>はい、良いです。</p> <p>その他として、皆さんから何かございますか。</p> <p>この件につきまして、倉吉市でも事例がございますが、例えば、国土交通省、鳥取県、倉吉市の各発注機関ですが、業者は一時転用について知らないんです。知ってる業者はきちんと提出しますが。例えば、県の場合は県土整備局に出すようきちんと言います。用紙もちゃんとあると言っています。公共事業の場合はきちんと出してもらわないといけないと、報告で良いのだからと言っております。着工しててもちゃんと出して下さいと言っています。実は、県土整備局の監督員も知らない場合があるんです。ですから、そういった行政の担当者に教えて欲しいと私は思います。以上です。</p> <p>ありがとうございます。そういったことがございましたら、是非、私の方に情報提供していただきたいですし、それを踏まえて周知徹底していきたいと思っております。ありがとうございました。</p> <p>他にご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>7 閉 会 議 長</p>	<p>それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前11時30分)</p>